

寒河江市告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により、指定特定相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月1日

寒河江市長 齋藤真朗

法人名	株式会社 ameharu 山形県東村山郡中山町大字長崎3062番地1 代表取締役 佐藤晴信
事業所名	ねいろ
事業所の所在地	山形県寒河江市本町二丁目5番15号 BMスクエア2 3F
指定年月日	令和8年4月1日
サービスの種類	指定特定相談支援
主たる対象者	特定無し
事業所番号	0630700052
事業開始年月日	令和8年4月1日